

令和7年6月13日

名称) 茅野市・原村地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

茅野市及び原村は、日常生活に関して形成される交通圏がまたがる両市村内で生じる住民や来訪者等の交通需要への対応やアルピコ交通株（旧・諏訪バス株。以下同じ。）からの不採算路線からの撤退の申入れへの対応等として、平成21年2月19日、茅野市・原村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設立した。平成22年2月12日に、茅野市・原村地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）を策定して以降、地域におけるバス交通のあり方について検討を継続し、茅野市では令和4年10月から、原村では令和6年2月から新たな交通体系による運行が開始されている。

両市村の住民の移動手段は、マイカーに大きく依存しているものの、車を運転できない方などにとっては、地域内のバス交通は欠かすことができないものであり、両市村においては、安全安心意識の高まり、高齢化の進展等の中で、通学・通勤・通院・買物を中心とした住民の日常生活の移動手段を確保維持していくことが必須である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、長野県生活交通ネットワーク計画で「地域間幹線系統」に位置付けられているバス路線「本線（岡谷・茅野線）」に接続する下記の運行及び地域間交通ネットワークとして「穴山・原村線」に接続する下記の運行を確保していく必要がある。

### 確保維持すべき地域内フィーダー系統

穴山・原村線、メルヘン街道バス、通学・通勤バス 御狩野線、通学・通勤バス 丸山線、通学・通勤バス ピアみどり線、通学・通勤バス 米沢線、通学・通勤バス 泉野・玉川線、乗合オンデマンド交通 のらざあ（茅野市・原村）

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （1）事業の目標

- ・住民1人あたりの茅野駅乗車回数：21.3回/年（直近年度実績：19.4回/年）とする。
- ・住民1人あたりのバス・デマンドの利用者数：2.1回/人年（直近年度実績：2.7回/人年）とする。
- ・G T F S 整備率：100%（直近年度実績：63.6%）とする。
- ・バス・デマンド運行の収支率

茅野市 20.7%（直近年度実績：17.8%）とする。

原村 10.0%（直近年度実績：10.5%）とする。

※原村参考値（村全体 直近年度実績：9.1%）

- ・利用者1人あたり公的負担額

茅野市 1,260円（直近年度実績：859円）とする。

原村 2,250円（直近年度実績：2,453円）とする。

※原村参考値（村全体 直近年度実績：1,495円）

（茅野市・原村地域公共交通計画 P63 参照）

## (2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保維持することにより、幹線、支線及び地域間交通ネットワークの交通ネットワークが連携した効率的なバス交通体系が実現でき、児童生徒、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域住民の外出促進及び地域の活性化につながる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ダイヤ改善など公共交通維持・改善に向けた取組（茅野市、原村、交通事業者）
- ・利便性向上に向けたMaaSの推進、GTFSの整備（茅野市、原村、交通事業者）
- ・待合施設の向上など利用環境の整備（茅野市、原村、交通事業者）
- ・わかりやすい時刻表の提供（茅野市、原村）
- ・乗り方教室の開催（茅野市、原村）
- ・キャッシュレス化の推進（茅野市、原村）
- ・高齢者の外出支援制度（高齢者割引）の継続（茅野市、原村）
- ・小中学生、高校生に対する広報・周知チラシの配布（茅野市、原村）

（茅野市・原村地域公共交通計画 P56～61 参照）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

茅野市、原村ともに運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。

- ・利用者数については、交通事業者より毎月日別利用者数の実績を報告、把握する。
- ・利用者意見は、車内聞き取りアンケート方式により年1回実施、把握する。
- ・住民意見は、検討部会において住民や各団体からの意見聴取を実施、把握する。
- ・収支については会計年度末に交通事業者から実績を報告、把握する。

### 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

#### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b><u>【地域間幹線系統のみ】</u></b></p>
該当なし
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b><u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></b></p>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」…別添
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性  <b><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></b></p>
該当なし
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></b></p>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額  <b><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></b></p>
該当なし
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b><u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></b></p>
該当なし
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <b><u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></b></p>
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

(

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額  
**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 21 年 2 月 19 日（第 1 回） … 協議会の設立
- ・平成 22 年 2 月 12 日（第 6 回） … 連携計画の策定
- ・平成 23 年 2 月 25 日 … 豊平・泉野線、メルヘン街道バス、原村循環線の変更案の協議
- ・平成 23 年 8 月 17 日 … 御狩野線（乗合タクシー）、中沢線、丸山線（通学支援便、乗合タクシー）、豊平・泉野線、原村循環線の変更案の協議
- ・平成 24 年 2 月 24 日（第 15 回） … 茅野市・原村生活交通ネットワーク素案の協議
- ・平成 24 年 5 月 23 日（第 16 回） … 茅野市・原村生活交通ネットワークの策定
- ・平成 24 年 8 月 20 日（第 17 回） … 乗合タクシー・丸山線の運行計画の変更の協議
- ・平成 25 年 6 月 18 日（第 19 回） … 茅野市・原村生活交通ネットワークの策定
- ・平成 26 年 2 月 27 日（第 20 回） … 白樺湖線、北八ヶ岳ロープウェイ線の変更協議・ネットワーク計画への編入、乗合タクシー・丸山線の運行計画の変更、茅野市・原村生活交通ネットワークの変更
- ・平成 26 年 6 月 19 日（第 21 回） … 茅野市・原村生活交通ネットワークの策定
- ・平成 27 年 2 月 25 日（第 22 回） … 丸山線の変更協議・運行計画の変更、茅野市・原村生活交通ネットワークの変更
- ・平成 27 年 6 月 23 日（第 23 回） … 茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定
- ・平成 28 年 2 月 17 日（第 24 回） … 茅野市バス網再編案について
- ・平成 28 年 6 月 23 日（第 25 回） … 茅野市内バス路線の変更、茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定
- ・平成 29 年 2 月 22 日（第 26 回） … 茅野市内再編後の利用者アンケート調査結果と利用状況について
- ・平成 29 年 6 月 20 日（第 27 回） … 茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定
- ・平成 30 年 2 月 21 日（第 28 回） … 利用状況と利用者アンケート結果について
- ・平成 30 年 6 月 20 日（第 29 回） … 茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定
- ・平成 31 年 2 月 20 日（第 30 回） … 茅野市内再編後の利用者アンケート調査結果と利用状況について
- ・令和元年 6 月 21 日（第 31 回） … 茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定
- ・令和 2 年 3 月（第 32 回） 書面協議… 利用者アンケート調査結果と利用状況について
- ・令和 2 年 6 月（第 33 回） 書面協議… 茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定
- ・令和 3 年 3 月（第 34 回） 書面協議… 利用者アンケート調査結果と利用状況について
- ・令和 3 年 7 月 6 日（第 35 回） … 茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定

- ・令和4年2月（第36回）書面協議… 利用者アンケート調査結果と利用状況について
- ・令和4年6月23日（第37回）… 茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定
- ・令和5年2月16日（第38回）… 利用者アンケート調査結果と利用状況について
- ・令和5年6月16日（第39回）… 茅野市・原村生活交通確保維持計画の策定
- ・令和5年8月28日（第40回）… 原村公共交通再編計画（案）について
- ・令和5年9月（第41回）書面協議…茅野市「のらざあ」キャンペーンについて
- ・令和5年12月4日（第42回）…茅野市・原村生活交通確保維持計画の変更について
- ・令和6年2月（第43回）書面協議…穴山・原村線の見直しについて
- ・令和6年3月14日（第44回）…茅野市・原村地域公共交通計画策定について  
（策定日：令和6年3月14日）
- ・令和6年6月18日（第45回）…地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画策定
- ・令和7年1月15日（第49回）…地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について、利用者アンケート調査結果について
- ・令和7年6月13日（第51回）…地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画策定

## 19. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、茅野市、原村両市村の区長会、商工会議所、観光協会、P T A、社会福祉協議会等の団体・組織の代表のほか、実際の公共交通利用者も含まれており、住民の意見が反映される仕組みが整っていると考えている。また、事業実施の際には地元への説明会も随時実施しており住民等の意見が反映されていると考える。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	長野県茅野市塚原二丁目6番1号
(所 属)	茅野市・原村地域公共交通活性化協議会
	事務局 茅野市企画部地域創生課
(氏 名)	両角 優花
(電 話)	0266-72-2101（内線232）
(e-mail)	sousei@city.chino.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
茅野市・原村	アルピコ交通(株)	御狩野線(通学支援 (1)便)(長峰中学校経由)	茅野駅	長峰中 学校	御狩 野公 民館	往 14.5km 復 14.5km	241日	361.5回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		メルヘン街道バス (2)(尖石経由 横谷観音行 き)	茅野駅	尖石繩 文考古 館	横谷 観音	往 22.5km 復 22.5km	193日	579回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		メルヘン街道バス (3)(尖石経由 緑山行 き)	茅野駅	尖石繩 文考古 館	緑山	往 18.8km 復 18.8km	172日	516回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		通学通勤バス (4)米沢線	茅野駅	中大塙 団地	北大 塙口	往 6.2km 復 6.2km	241日	482回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		通学通勤バス (5)泉野・玉川線	茅野駅	神の原 農協前	泉野 学校前	往 9.1km 復 9.1km	241日	361.5回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
	茅野バス観光(株)	通学通勤バス (6)丸山線	茅野駅	ひば りヶ丘 郵便局	望岳 の湯	往 12.8km 復 8.4km	241日	482回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		穴山・原村線 (7)(穴山経由)	茅野駅	穴山	払沢 車庫	往 km 復 10.8km	241日	120.5回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		穴山・原村線 (8)(中央病院経由)	茅野駅	中央 病院	払沢 車庫	往 12.2km 復 12.2km	241日	482回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		穴山・原村線 (9)(役場-中央病院-茅野 駅)	茅野駅	中央 病院	原村 役場	往 10.3km 復 10.3km	241日	843.5回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		通学通勤バス (10)ピアみどり線	茅野駅	ピアみ どり	北山 小学校前	往 9.2km 復 9.2km	241日	1084.5回		路線定期運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
	アルピコタクシー(株)	AI乗合オンデマンド (11)交通「のらざあ」		茅野 市内		往 km 復 km	360日	9919回		区域運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
	茅野バス観光(株)	AI乗合オンデマンド (12)交通「のらざあ」		茅野 市内		往 km 復 km	360日	9919回		区域運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
	第一交通(株)	AI乗合オンデマンド (13)交通「のらざあ」		茅野 市内		往 km 復 km	360日	9919回		区域運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
	諏訪交通(株)	AI乗合オンデマンド (14)交通「のらざあ」		茅野 市内		往 km 復 km	360日	9919回		区域運行	①	茅野駅停留所 で本線と接続	③
		AI乗合オンデマンド (15)交通「のらざあ」		原村 内		往 km 復 km	241日	5856回		区域運行	①	原村役場停留所で 穴山・原村線と接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料4－1 ②

市区町村名	茅野市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	44565
交通不便地域等	

## 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定期月日及び特例適用開始年度

計画名	策定期月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和6年3月	-

## (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

## (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料4－1

③

市区町村名	原村
-------	----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7680
交通不便地域等	7886

## 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,886	大久保地区、柳沢地区、ハッ手地区、払沢地区、柏木地区、菖蒲沢地区、室内地区、上里地区、やつがね地区、南原地区、農場、及び原山地区の一部、ペニション地区の一部、中新田地区の一部、判之木の一部]	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和6年3月	-

## (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

## (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

## 資料 4－2

### 地域間幹線系統別確保維持計画

令和 7 年 6 月 27 日

(住 所) 松本市井川城 2 丁目 1 番 1 号

(名 称) アルピコ交通株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 小林 史成

#### 1. 幹線系統名、区間及び計画期間

系 統 名 : 本線

運 行 区 間 : 岡谷駅 ~ 茅野駅

計 画 期 間 : 令和 7 年 10 月 1 日 ~ 令和 10 年 9 月 30 日

#### 2. 幹線系統の運行に係る目的・必要性（生活交通路線である理由・路線の状況）

本系統は国道 20 号線を主経路とし、中央東線電車停車駅と接続するバス停を含め 51ヶ所にバス停を設け、電車移動と連携し地域住民の足として日常生活の移動支援を行っている。本系統が結ぶ岡谷市・下諏訪町・諏訪市・茅野市沿線には、住民の生活と密着する病院、官公庁、学校等教育施設、金融機関、商業施設等が多数点在し、通勤通学の利用は勿論の事、交通弱者の通院や買い物の足として機能及び利便を供している。社会の高齢化率が顕著となる中、運転免許返納率も高まり、移動手段として公共交通へのシフトもみられる事もあり本系統の確保維持が必要である。

#### 3. 幹線系統の運行に係る定量的な目標及び効果

##### (1) 運行の目標

全体の約半数以上を占める通勤通学客と共に、高齢者の方をはじめとした多くの方が安全・安心・快適に利用できる輸送サービスを提供し、輸送量は現状値の確保(36.8人※)を目標とする。

※…令和 6 年度の値

##### (2) 運行による効果

JR 東日本停車駅間に点在する公共施設等への移動を補完し、通勤通学者及び沿線住民の日常生活での移動手段の確保及び、岡谷市・下諏訪町・諏訪市・茅野市 3 市 1 町への地域観光活性化効果が期待できる。

#### 4. 3 の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

本線にアクセスする地域コミュニティーバス及び AI オンデマンド交通が運行されており、乗継利用者の利便向上に大いに寄与している。

- ・スワンバス(岡谷市・下諏訪町・諏訪市)
- ・あざみ号(下諏訪町)
- ・かりんちゃんバス(諏訪市)
- ・のらざあ(茅野市)
- ・シルキーバス(岡谷市)

## 5. 費用負担額

補助対象期間	欠損見込額※	負担額			
		国	県	市町村	事業者
R7. 10～R8. 09	千円 27, 957	千円 8, 440. 5	千円 8, 440. 5	千円	千円 11, 076
R8. 10～R9. 09	千円 28, 075	千円 8, 476. 0	千円 8, 476. 0	千円	千円 11, 123
R9. 10～R10. 09	千円 28, 193	千円 8, 512. 0	千円 8, 512. 0	千円	千円 11, 169

※欠損見込額とは、補助対象経常費用の見込額から経常収益の見込額を控除した額

## 6. 収益改善のために行った取組状況

マイカー使用からバス利用へ転換頂けるよう様、割引率の大きい回数券(ラ・クーポン)を発売し、利用促進を図ると共に、キャッシュレスにも対応するため、スマートホンで定期券・回数券を24時間購入頂けるスマホ乗車券の導入も行っている。  
また、ハード面では補助金交付を頂き、低床式バスを導入、高齢者をはじめとしたお客様方に乗りやすいバスとして運行して好評をいただいている。

## 7. 生産性を向上する取組

### (1) 取組内容

- ・行路編成、営業所内業務管理強化により、固定費の削減に努めている。
- ・慢性的な乗務員不足への対応として本系統の運行便数削減を計画し、1運行当たりの平均乗車数を高めることで本系統の収支改善を行う。
- ・沿線3市1町と今後の岡谷茅野線のあり方について密接に連絡を取り合い、地域に密着した路線として改善を進めている。
- ・駐車時のアイドリングストップを徹底し、燃費向上と環境に負荷を掛けない運転を心がけている。

### (2) 実施主体

アルピコ交通株式会社

### (3) 定量的な効果目標（収支改善率1%以上を原則）

上記取組みを実施する事により、対前年比の収支率1%以上の向上を目指とする。

### (4) 実施に向けたスケジュール

令和7年6月9日、11日、13日に乗降調査実施。

(5) 実施時期

令和7年10月1日～令和10年9月30日

(6) その他特記事項

7. (1) 取組内容にも記載しているが、慢性的な乗務員不足に加え、令和6年4月に告示された改善基準に準ずるため、令和6年10月からの本数減便を関係3市1町、県と調整しながら計画する。併せて時刻改定も予定している。

8. 広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村であるという相当の理由について

【地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町村以外へアクセスする路線の場合に記入】

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県茅野市ちの 3419-6

(所 属) バス事業部 茅野営業所

(氏 名) 上條 貴宏

(電 話) 0266-72-7141

(F A X) 0266-72-0815

(e-mail) kami.jyo.takahiro@alpico.co.jp